

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第一項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和6年 2月29日

仙北市長 田 口 知 明



記

1. 協議を設けた区域の範囲と協議内容

地 区 ・・・ 全域

協議内容 ・・・ 中心経営体の追加・変更・資格喪失 (追加2件・名義変更5件・資格喪失16件)

※大瀬藏野地区、八津鎌足地区は地域計画へ移行したため、人農地プランは削除

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年 2月20日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者

(担い手)の状況

仙北市全体の中心経営体数

法人	36	件	(-3)
集落営農	6	件	(-1)
個人	298	件	(-22)
合計	340	件	(-26)

※資格喪失16件となっているが、大瀬藏野地区と八津鎌足地区の中心経営体が人農地プラン中心経営体から除かれるため、合計が26件の減となる。

※地区毎は別紙1のとおり

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

別紙2の3項のとおり

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 将來の農地利用のあり方

別紙2の4項のとおり

(2) 今後の地域農業のあり方

別紙2の6項のとおり

6. 農地中間管理機構の活用方針

別紙2の5項のとおり